

平成23年千葉市教育委員会会議  
第4回定例会会議録

千葉市教育委員会

平成23年千葉市教育委員会会議第4回定例会会議録

日時 平成23年4月20日(水)

午後2時00分開会

午後2時50分閉会

場所 教 育 委 員 会 室

出席委員 委 員 長 内山 英夫  
 委 員 梅谷 忠勇  
 委 員 津田 英彦  
 委 員 和田 麻理  
 委 員 篠原ともえ  
 教 育 長 志村 修

出席職員	教 育 総 務 部 長	竹川 幸夫	指 導 課 長	磯野 和美
	学 校 教 育 部 長	三野宮純一	保 健 体 育 課 長	井谷 芳明
	生 涯 学 習 部 長	千本松隆俊	教 育 セ ン タ ー 所 長	戎谷 雄二
	千 葉 高 等 学 校 長	布留川 厚	養 護 教 育 セ ン タ ー 所 長	沼倉 徹
	稲 毛 高 等 学 校 長	奥山 慎一	生 涯 学 習 振 興 課 長	杉戸 利一
	総 務 課 長	初芝 勤	社 会 体 育 課 長	成毛 博光
	企 画 課 長	高須 右一	中 央 図 書 館 長	入江 稔
	学 校 財 務 課 長	伊藤 太一	総 務 課 総 括 主 幹	久我 千晶
	学 校 施 設 課 長	小野 正嗣	学 事 課 調 整 主 幹	古館 生雄
	学 事 課 長	佐藤 宏喜	総 務 課 主 幹	内山 健
	教 職 員 課 長	真田 清貴	生 涯 学 習 振 興 課 主 幹	塚越 達雄

書 記	総 務 課 長 補 佐	南 久志	総 務 課 主 査 補	諏訪 瑞穂
	総 務 課 委 員 会 係 長	山本 春樹	総 務 課 主 任 主 事	藤井 拓也
	総 務 課 人 事 係 長	鴫田 昌奈	総 務 課 主 任 主 事	森崎 洋一
	総 務 課 経 理 係 長	滝田 希成	総 務 課 主 事	荒井 博行

- 1 開会  
内山委員長より開会を宣言
- 2 会議の成立  
全委員の出席により会議成立
- 3 会議録署名人の指名  
内山委員長より津田委員を指名
- 4 会期の決定  
平成23年4月20日（1日間）ということで全委員異議なく決定
- 5 議事日程の決定  
議事日程を全委員異議なく決定
- 6 議事の概要
  - (1) 非公開事項の決定  
議案第20号及び議案第21号を非公開審議とする旨決定
  - (2) 報告事項  
報告事項(1) 東日本大震災による被害及びその対応について  
学校施設課長、学事課長、保健体育課長、生涯学習振興課長、社会体育課長、中央図書館長より報告があった。  
報告事項(2) 平成23年4月1日付県費負担教職員の人事の概要について  
教職員課長より報告があった。
  - (3) 臨時代理報告  
報告第1号 千葉市立学校職員服務規程の一部改正について  
総務課長より報告があった。  
報告第2号 平成22年度補正予算について  
総務課長より報告があった。
  - (4) 議決事項  
議案第20号 千葉市社会教育委員の委嘱について  
生涯学習振興課長より説明があった後、審議。全委員異議なく、原案どおり可決した。  
議案第21号 千葉市公民館運営審議会委員の委嘱について  
生涯学習振興課長より説明があった後、審議。全委員異議なく、原案どおり可決した。
  - (5) 発言の要旨  
報告事項(1) 東日本大震災による被害及びその対応について  
内山委員長 学校施設課長、学事課長、保健体育課長、生涯学習振興課長、社会体育課長、中央図書館長、順に報告をお願いします。

学校施設課長 報告事項(1)「東日本大震災による被害及びその対応について」、報告します。

学校施設の被害状況ですが、180校中150校で何らかの修繕が必要な被害がありました。主な被害としては、校舎においては、エキスパンションカバーが外れた学校が99校ありました。エキスパンションカバーとは、学校のような細長い建物は地震の時に建物の変形などに対応できるように分割して建ててあります。この隙間に取り付けるカバーのことです。次に体育館ですが、床の隆起が見られた学校が13校ありました。次に運動場ですが、液状化の影響があった学校が37校ありました。なお、構造部分の被害が出た学校はありません。

次に始業式・入学式への影響ですが、始業式については高洲第一中学校が校庭で、幕張西中学校が教室で行いました。入学式については高洲第一中学校が高洲第二小学校の体育館を借りて行いました。幕張西中学校が幕張西小学校の体育館を借りて行いました。

被害に対する対応ですが、3月11日に被害報告を受理し、12日から13日にかけて全校現地調査を行いました。これによって3月中に給排水設備等の復旧及び修繕を完了しています。さらに、30日から4月5日にかけて、余震等による二次災害防止のため、全校を再度調査しました。現地調査で確認した要注意箇所の一部立入制限・応急修繕等危険回避の防止策を再度講じて、児童生徒の安全を確保しています。施設の復旧についてですが、方針としては公立学校施設災害復旧事業の事前着工制度を活用しながら、工法・スケジュールを調整し復旧を進めます。

平成22年度3月の補正で1億500万円の対応を行っています。これについては、美浜区の液状化による被害の大きな学校の土木工事を実施します。不足する復旧費等については補正予算による復旧費用の予算を要求し、教育活動への支障が早期に解消されるよう努めます。また、学校施設の被害状況により、それぞれの学校で復旧工事完了の期間が異なることから、教育現場での創意工夫により、教育活動への支障が最小限となるよう学校に対し適切な対応を依頼しています。

学事課長 被災者の受け入れ人数等について報告します。

千葉市内では被災地からの児童生徒について、4月19日現在、小学生65人を35校で、中学生は22人を19校で、合わせて

87人を54校で受け入れています。児童生徒の合計受入数87人は、あくまでも被災地から区域外就学申請手続きを完了している数です。

次に、被災地から避難した方の就学援助の申請状況は、同じく19日現在、申請を処理できた児童生徒数は小学生59人、中学生21人の合計80人となっており、各学校の職員の協力により緊急対応が図られています。未申請者が若干いますが、正式に辞退とする方が小・中学生にそれぞれ1人ずついるほか、引越し予定とする方が同様に1人ずつ、それ以外は現在申請中あるいは申請を勧めています。返事待ちとなっています。

保健体育課長 学校給食センターの被害状況と修繕の対応について報告します。

新港、大宮、若葉の3センターのうち、美浜区の若葉学校給食センターにおいて、液状化による発送室前の地面の地盤沈下等のほか、4月12日の余震により発送室の天井パネルが一部落下しました。給食の提供には支障はありません。天井パネルの修繕については、今後行う予定です。

学校給食の実施状況は、計画停電の実施に伴い、昨年度は3月14日から給食終了日まで原則として牛乳とパン等の提供による給食を実施しました。4月以降については、ほとんどの学校が4月8日から給食を開始しています。計画停電が予定されていた学校では、弁当持参や簡単な献立による対応を行った学校もありましたが、現在は通常の献立で実施しています。なお、4月12日に発生した余震の影響で給食室の水道管に支障が生じて、水にさびが入っている状態も確認したため、現在給食を中止し、弁当持参をお願いしている小学校が1校あります。しかし、これについても水道管工事を実施して、来週の4月25日以降は給食を再開できる予定です。また、中学校については給食センターが全て計画停電の対象外となっていたため、当初から通常どおりの給食を実施しています。

生涯学習振興課長 生涯学習振興課所管の施設の運営状況について報告します。

震災の後、計画停電への対応等の理由から、生涯学習センターや公民館等で夜間の利用を休止していましたが、計画停電が行われなくなったことから、一部の施設を除き、通常どおりの運営に戻っています。稲浜公民館は、排水管、污水管が破損しているため施設の利用が不可能であることから、引き続き臨時休館となり

ますが、なるべく早く対応し、5月には再開したいと考えています。

加曽利貝塚博物館については、壁がはがれ落ちる可能性がありますので、利用者の安全性を考え一部開館としています。

また、科学館については、22日から企画展が開催されますので、それに合わせて22日より9時から19時の通常開館にしたいと考えています。プラネタリウムについては、より慎重な対応が必要であることから、夜間の上映については休止します。

社会体育課長 社会体育課所管の体育施設の運営状況について報告します。

ポートアリーナについては、現在、メインアリーナ、サブアリーナともに臨時休館としています。天板の落下やスプリンクラーの破損等で影響が出ています。早急に開館を目指して修繕に取り組んでいるところです。なお、トレーニング室については、4月23日（土）より開館する予定です。

アクアリンクちばについては、仮復旧で4月9日にスケートリンクのみ再開しています。

北谷津温水プールについては、ボイラーの破損があることから6月1日再開予定です。

宮野木スポーツセンターについては、トレーニング室は再開していますが、体育館は今月中の再開を目指しています。

古市場体育館については、トレーニング室は再開していますが、体育館は天板のずれ、床面の破損等がありますので、当分の間、休館とします。

みつわ台体育館についても、トレーニング室は再開していますが、体育館に関しては23日（土）より再開する予定です。

高洲市民プールについては、体育館、トレーニング室は再開していますが、プールについてはプールサイド等の破損がひどいため、夏の利用が危ぶまれている状況です。

小・中学校の学校体育施設の開放については、一部利用できない学校があり、校庭に関しては小学校5校、中学校2校、合わせて7校が現在利用できない状況です。体育館に関しては小学校23校、中学校12校、合わせて35校が利用できない状況で、いずれも美浜区の学校が多くを占めています。

学校校庭夜間開放については、6校のうち、校庭の液状化により幕張西中学校1校を除いて、ほか5校については本日より利用を再開します。

生涯学習振興課同様、計画停電を実施しない状況になりましたので、本日より夜間の使用を開始します。

中央図書館長 図書館について報告します。

今回の震災の関係で利用の制限をしていたのは、中央図書館のみです。中央図書館については、火曜日から金曜日に21時まで開いていますが、17時15分までとし、昨日の19日から正常な時間にしています。地区館、分館については、震災後も通常開館としています。

なお、事業については、各図書館でやっているおはなし会は、対象として小さな子どもたちもいるため、余震等を考え中止していましたが、4月16日から再開しています。

報告事項(2) 平成23年4月1日付県費負担教職員の人事の概要について

内山委員長 教職員課長、報告をお願いします。

教職員課長 報告事項(2)「平成23年4月1日付県費負担教職員の人事の概要について」、報告します。

管理職人事については、教育委員会会議第1回臨時会で議決をいただいた後、3月15日に各学校への内示、30日に辞令交付式を実施し、4月1日に異動者が異動先に着任し、新年度の体制が整ったところです。改めて、人事異動の概要について報告します。まず、異動総数についてですが、小学校867人、中学校441人、特別支援学校29人、合計1,337人となりました。昨年に比べて42人増加しました。これについては、小学校6校、中学校2校の統合と、中学校の新設校の異動数がかなりの要因と考えています。次に、新規採用教員数は小学校105人、中学校57人、特別支援学校7人、総数169人です。昨年より50人少なくなっていますが、この理由としては、退職者の減少と再任用職員の増加によるものです。続いて、管理職の登用ですが、校長44人、副校長1人、教頭41人です。退職者数に比べ少なくなっているのは、主に統廃合による学校数の減少によるものです。女性管理職数は、資料のとおりですが、本年の特徴として、中学校に女性校長と副校長が誕生しました。最後に、同一校7年以上勤続者の異動状況ですが、小学校は下がりましたが、中学校では改善の方向にあり、全体ではわずかながら解消の方向に向かっています。今後も解消に向けた人事異動を行っていきたいと考えています。

報告第1号 千葉市立学校職員服務規程の一部改正について

内山委員長 総務課長、説明をお願いします。

総務課長 報告第1号「千葉市立学校職員服務規程の一部改正について」、千葉市教育委員会組織規則第9条第1項の規定に基づき、教育長の臨時代理により処理したので、同条第2項の規定に基づき、報告します。

この改正の趣旨は、国の改正に合わせ、時間外勤務手当の支給割合に係る規定を変更するほか、特別休暇について拡充を行うものです。

改正の主な内容は、1点目の時間外勤務手当の支給割合については、月の時間外勤務が60時間を超える場合、超えた分について手当の支給割合が引き上げられることとなっていますが、60時間の積算から日曜日が除かれていたものを、国の改正にあわせ、含めることとしたものです。

次に、2点目の特別休暇の拡充ですが、ボランティア休暇については、被災地での援助活動などいわゆるボランティア活動に対し、年5日を上限に付与しているものですが、市内の町内会又は自治会における活動、例えば環境美化活動なども対象とするものです。祭日休暇については、仏教で言えば一周忌、三回忌等、いわゆる祭日について、慣習上、最小限度必要と認められる期間に特別休暇として付与しているものですが、従来は父母に関する祭日のみを対象としていたものを、子及び配偶者に関する祭日も対象とするものです。

施行期日は、時間外勤務手当の支給割合に係るものについては、平成23年4月1日、特別休暇については、公布日である平成23年3月25日です。

和田委員 ボランティア休暇というのは民間企業ではこのところ非常に活発に取られていて、会社でも奨励されているようなところがあるかと思いますが、実際に学校の教職員がボランティア休暇だからといって、学校を休むというのは難しいことのように思われます。どの程度利用されているのか、現状を教えてください。

総務課長 今回の改正の内容は市費の学校職員の規定であるため、教職員は対象ではありませんが、市費の学校職員の状況では、取得の実績はありません。

報告第2号 平成22年度補正予算について

内山委員長 総務課長、説明をお願いします。

総務課長 報告第2号「平成22年度補正予算について」、千葉市教育

委員会組織規則第9条第1項の規定に基づき臨時代理により処理したので、同条第2項の規定に基づき、報告します。

3月11日に発生した東日本大震災の被害復旧対応のため、平成22年度一般会計補正予算を編成することについて市長に意見を申し出たものです。

歳入は歳出金額と同額の1億500万円で、全額が市債の災害復旧債です。

歳出の内容は緊急に修繕が必要となる小・中・高等学校のグラウンド等の屋外環境の整備に必要な1億500万円です。また、平成22年度内に事業が完了しない見込みであったことから、補正額の全額について4月以降も予算執行ができるよう繰越明許費を設定したものです。

なお、本件については地方自治法第179条の議会の議決すべき事件について、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるときに該当するものとして、3月25日、市長による専決処分がなされました。

篠原委員 グラウンド等の復旧工事ということですが、例えばグラウンド1箇所ですとどれくらいの金額がかかるのかわかりますか。

学校施設課長 今回の震災で最も被害の大きい所が高洲第三小学校や高浜第三小学校などですが、グラウンドだけでなく校舎の周りのU字溝などが陥没していますので、大まかな金額ですが大体1校あたり3,000万円以上かかってしまいます。

議案第20号 千葉県社会教育委員の委嘱について

委員長 生涯学習振興課長、説明をお願いします。

生涯学習振興課長 議案第20号「千葉県社会教育委員の委嘱について」、説明します。

委員の離任に伴い、社会教育法第15条第2項の規定により、新たに千葉県社会教育委員に「岡本直也」氏を委嘱しようとするものです。委嘱年月日は本日平成23年4月20日、委嘱期間は本日から平成23年11月30日までです。設置目的は、社会教育行政を行うにあたり、広く地域の意見等を反映させるため、教育委員会の諮問機関として設置するものです。附属機関の概要については資料に記載のとおりです。

議案第21号 千葉県公民館運営審議会委員の委嘱について

委員長 生涯学習振興課長、説明をお願いします。

生涯学習振興課長 議案第21号「千葉県公民館運営審議会委員の委嘱について」、

説明します。

委員の離任に伴い、社会教育法第30条第1項の規定により、新たに花見川区公民館運営審議会委員に「平山好孝」氏、稲毛区公民館運営審議会委員に「碓茂樹」氏、「周東ひさ子」氏、美浜区公民館運営審議会委員に「伊藤緑」氏を委嘱しようとするものです。委嘱年月日は本日平成23年4月20日、委嘱期間は本日から平成24年5月31日までです。各区の公民館運営審議会は館長の諮問に応じ、公民館における各種事業の企画実施につき調査審議するものです。附属機関の概要については、資料に記載のとおりです。

## 7 その他

- (1) 東日本大震災以降の教育現場での対応について、和田委員より質問があった。これに関連し、次のとおり質疑応答等があった。

和田委員 児童の下校の際の保護者への引き渡しについてのガイドラインやマニュアルなどといったようなものがあるかと思いますが、保護者に対しては周知がされているのでしょうか。また、災害が起きた時に保護者に対して、今回のように携帯電話等が通じない状況もあったことから、どのような連絡手段を取るのか、既に決まっていることや検討中のことなどあれば、教えていただきたいと思います。

保健体育課長 下校時の引き渡しについては、今回の地震の発生に伴い、学校で全て保護者に引き渡したケースと、通学路の安全を確認したうえで集団下校させたケースなど学校によって差はありました。震度によって対応が決まっているかという点、そうではありません。これは地区によって差がありますので、学校長の判断ということになります。日頃から地震に対する避難訓練と併せて、子どもたちの引き渡し訓練等も行っています。ただ、今回の震災では保護者からは引き渡しまで学校で預かってほしいなどの意見もあったため、実際の対応を教訓として、現在、学事課等関係課と協議しているところです。

学事課長 連絡方法については、現在、携帯連絡メールというものを全市的にスタートしており、4月15日時点で17校においてメール配信が可能となっています。それに続くべく、保護者までの登録が完了しているのが19校、それ以外にも3分の2の小・中・特別支援学校において、携帯連絡メールに基づいた連絡方法を構築しつつあります。

和田委員 別の自治体ですが、保護者に対する携帯連絡メールが既に整っていたものの、学校長などが現場での対応に追われ、保護者への携帯メールを配信したのが震災の2時間後であったと聞きますので、実施に震災が起きた際の連絡のタイミングも是非シミュレーションをお願いします。

下校の対応ですが、子どもルーム等学童保育との連携について、その狭間の時間帯であったりすると非常に難しいこともあるかと思いますが、何か特別な取り決めなどはありますか。

学事課長 震災後、簡易給食で下校する状況となった時に、多くの学校で12時前後に下校するという状況でした。実際は、子どもルームの受け入れ態勢が整っていない状況で児童をルームに預けるのは支障があるとのことで、健全育成課長と学事課長で協議し、13時半以降の引き継ぎを行ったという事実があります。このような経験を生かして、子どもルームの関係も含めて対応の在り方について関係課と協議を進めるべく、学校教育部内で検討会議を立ち上げようとしているところです。

和田委員 また、進捗状況などを是非報告いただければと思います。

もう一点ですが、現場の先生方や教育委員会にも保護者の方から問い合わせ等多いのではないかと思います。放射性物質の飛散について非常に心配されている保護者が多いようです。昨日も文部科学省から福島県の学校に対してはガイドラインが出ましたが、千葉市は原発からだいぶ離れており、直接的な影響は現在のところありませんが、もしも何か突発的な事が起きた場合にこのように対処するというような事が決まっている、もしくは検討されているということがあれば、教えていただきたいと思います。

学事課長 昨日の段階で1時間あたり3.8マイクロシーベルト、年間20ミリシーベルトを超えた場合、屋外活動を1時間程度に制限するという指針が出ました。原発事故以来、子どもも既に文部科学省に問い合わせしており、基準数値等については原子力安全委員会等と協議を進めているとのことでしたが、昨日の段階で初めて基準が出されました。現時点では、千葉県の数値については問題ないという言明を受けています。しかしながら、昨日市原の定点観測地点で午前7時に最大の0.063マイクロシーベルトであり、今後も保護者からの問い合わせについては、文部科学省が発表する数値等を注意深く見守りながら対応していきたいと考えます。

和田委員 教育委員会に直接問い合わせた保護者の方は、おそらくそういった適切な答えで安心できると思いますが、学校単位になると同じような回答が得られないということで、心配になる保護者の方も多いかと思います。これは要望ですが、もしできましたら、教育委員会としてはこのように対応しているということを一貫した形で保護者にお知らせいただくと安心ではないかと感じます。教育委員会名での文書などいろいろな形はあるかと思いますが、お知らせいただければ保護者の皆さんも安心できると思いますので、よろしくをお願いします。

梅谷委員 被災児童の受け入れについて、その数ではなくて、おそらく子どもも保護者も不安なところでスタートしていると思いますが、きめ細かなサポートが必要となることから、実情として今のところうまくいっているのか、あるいはこういう問題が生じているとか、そういうことがありましたら、伺いたいと思います。

学事課長 4月5日の始業式に合わせて、指導課から「転入生の受け入れにあたって」という文書を配布しました。これについては、受け入れ時の認識のあり方、クラスに入るまでのあり方等について、項目ごとに被災児童生徒の思いに寄り添った対応について示したものです。これを各学校に配布して適切な対応を図っていると認識しています。例えば、学校の職員に限らず、ある学校では保護者会が声を掛け合って、ランドセルや文房具を準備していただくなど、地域の皆様の非常に温かい支援があり、今のところ千葉市内においては過日報道されたような事案はないものと認識しています。

内山委員長 十分注意してをお願いします。

(2) 市長の専決処分について、総務課長より報告があった。

総務課長 先ほど、報告第2号で説明しました東日本大震災の被害の復旧対応に加え、図書資料整備についても市長の専決処分が行われましたので、報告します。前回、3月定例会で説明させていただいたとおり、3月中の市議会臨時会を開催しないこととされたため、図書資料整備に係る補正予算についても3月23日、市長による専決処分がなされましたので報告します。専決処分の内容については、ご審議いただいた内容と変更はありません。

なお、これらの専決処分の結果は、次の市議会において報告し、承認を求めることとなります。

(3) 本市を被告とする損害賠償請求事件に係る和解（訴訟上の和解）について、

